





国連グローバル・コンパクト 4分野 10原則の解説

The Ten Principles of the UN Global Compact





目次

| | | |
|--|-------------|-----------|
|  | 人権 | 1 |
| | 原則 1 | 3 |
| | 原則 2 | 9 |
|  | 労働 | 12 |
| | 原則 3 | 13 |
| | 原則 4 | 16 |
| | 原則 5 | 19 |
| | 原則 6 | 22 |
|  | 環境 | 25 |
| | 原則 7 | 27 |
| | 原則 8 | 29 |
| | 原則 9 | 30 |
|  | 腐敗防止 | 31 |
| | 原則 10 | 35 |

国連グローバル・コンパクトの定める 4 分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10 原則は、いずれも世界的に採択・合意された普遍的な価値として国際社会で認められているものです。国連グローバル・コンパクトは、企業が影響の及ぶ範囲内で「人権」、「労働」、「環境」、「腐敗防止」の分野における一連の本質的な価値観を容認し、支持し、実行に移すことを求めています。

人権：世界人権宣言（*The Universal Declaration of Human Rights*）

労働：労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言（*The International Labour Organization's Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work*）

環境：環境と開発に関するリオ宣言（*The Rio Declaration on Environment and Development*）

腐敗防止：腐敗防止に関する国連条約（*The United Nations Convention Against Corruption*）



(仮訳)

環 境

原則 7 企業は環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、

原則 8 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、

原則 9 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

環境原則の起源

[国連環境計画](#)は 1973 年の設立以来、環境に関する国際的な協調活動を主導してきました。その一例として、生物種の消失とそれに対するグローバルレベル、地域レベルでの保全の必要性などの問題に取り組む「多国間環境協定 (Multilateral Environmental Agreements; MEA)」が挙げられます。UNEP は、現在使われている多くの国際環境法のうち、その大半を策定してきました。国連グローバル・コンパクトの環境 3 原則は、1992 年にリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議 (地球サミット)」で定められた「[環境と開発に関するリオ宣言](#)」(日本語)と「[国際アクション・プラン \(アジェンダ 21\)](#)」(英語)をその起源としています。アジェンダ 21 の第 30 章では企業や産業界の方針や事業運営が資源の利用と環境に対する影響の削減に大きな役割を果たしうることが明らかにされました。特に企業は、よりクリーンな生産過程や、責任ある企業家精神を持つことで貢献することができます。

- キーとなる文書「[環境と開発に関するリオ宣言 \(日本語\)](#)」 – 環境と開発の問題に取り組むうえでの行動の根拠として、各国が合意した 27 の原則で構成されており、1972 年にストックホルムで採択された「[国連人間環境会議宣言](#)」を土台としています。初のグローバルな政府間環境会議となったストックホルム会議では、長期的な経済発展を環境保護と関連づける必要性が表明されました。
- [アジェンダ 21 \(英語\)](#) – リオ・サミットで定められ、持続可能な開発に関する具体的な問題について述べられた、40 章からなる行動のためのブループリントを指します。「アジェンダ 21」は、環境変化の主たる原因が人口、消費、テクノロジーにあることを説明するとともに、国際レベルとしては初めて開発と貧困根絶の必要性を持続可能な開発に向けた道筋と明確に関連づけました。
- 1987 年に「[環境と開発に関する世界委員会](#)」が作成した「[ブルントラント委員会報告書 \(われら共有の未来\); Brundtland Report \(Our Common Future\)](#)」(英語)も、環境原則の基礎を作り上げました。この画期的な報告書は、人間が生活とビジネスのやり方を改めなければ、耐え難い人的被害と環境被害に直面することになると強調しています。



国連グローバル・コンパクトの環境原則は、企業にとって主要な環境課題に取り組む出発点となるものです。原則は特に、人間の活動によってもたらされた深刻な環境悪化と地球の生命維持装置の損傷に積極的に取り組むことのできる研究、イノベーション、協力、教育、自主規制などの分野に活動を促しています。

主要な環境課題

- 生物多様性の喪失と生態系に及ぼす長期的な被害
- 大気汚染と、気候変動が招いた結果
- 水生生物の生態系に及ぼす被害
- 土地の劣化
- 化学物質の使用と廃棄による影響
- 廃棄物の産出
- 非再生資源の枯渇

参考情報

- [国連環境計画 \(UNEP\)](#) (英語) は、国連の環境関連活動に関する一括窓口を設けています。※ UNEP の日本語情報サイトは[こちら](#)からご覧いただけます。
- [UNEP 技術・産業・経済局 \(DTIE\)](#) (日本語) は、ビジネスリーダーや、環境保護、効率的な資源利用、イノベーションに焦点を絞った幅広い組織との自発的なイニシアチブやパートナーシップを促進しています。
- [持続可能な開発のための世界経済人会議 \(WBCSD\)](#) (英語) は、持続可能な開発の問題に関し、企業と政府、非政府組織 (NGO) の連携関係を深める国際ビジネス・ネットワークです。
- [ビジネス・フォー・ソーシャル・レスポンシビリティ](#) (日本語) は、あらゆる規模の企業が参加し、環境面での持続可能な開発を含む、幅広い問題に取り組む国際ビジネス・ネットワークです。
- [世界資源研究所 \(WRI\)](#) (英語) は、地球を守るための実践的な方法の促進を手がけるシンクタンクです。
- [国際自然保護連合 \(IUCN\)](#) (英語) は 1948 年に創設された国際組織で、自然保護という目標に向かって社会に対する影響力を発揮し、働きかけを行い、支援を行っています。
- 投資家とさまざまな利益団体で構成される非営利会員組織「[環境に責任を持つ経済のための連合 \(CERES ; セリーズ\)](#)」(英語) は、環境面における責任ある行動の 10 原則を策定しました。
- 「[産業のグリーン化 \(The Greening of Industry\)](#)」(英語) は、産業、社会、環境の関係を中心に扱う学術研究と政策分析の国際ネットワークです。



原則 7

企業は、環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持すべきである

予防原則的アプローチとは

予防原則的アプローチとは、1992年に発表された「[環境と開発に関するリオ宣言 \(27KB\)](#)」(日本語)における第15原則をきっかけに世界的に採用され始めた考え方です。第15原則では下記のように述べられ、規定されました。「深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない」。

※くわしくは、[環境省資料 \(21KB\)](#) (日本語) をご参照ください。

予防原則的アプローチには、リスクアセスメント（危険有害性物質の特定と特性評価、摘発内容の審査、リスクの特性化）や、リスクマネジメントおよびリスク伝達が必要となります。危害が起きる合理的な疑念が生じ、政策決定者が予防措置を行う必要がある場合には、科学的評価からどの程度の不確実性が明らかになるかを検討しなければなりません。「許容可能な」リスク水準を定めるためには、科学技術的評価と経済的費用便益分析だけでなく、一般市民にとっての許容可能性などの政治的考慮も必要となります。公共政策の観点から見れば、科学的な情報が不完全または不確実であり、さらに関連リスクが社会に強いるにはあまりにも大きいと考えられる場合、予防措置を実施することになります。通常、検討対象となるリスク水準は「環境」、「保健」、「安全」の基準と関連づけられます。

企業にとって予防原則的アプローチが重要な理由

企業の視点から見た場合の予防原則的アプローチの主要素は、治療よりも予防を重視するという考え方にあります。すなわち、早期に対策を講じ、取り返しのつかない環境破壊が起こらないよう予防性を確保する方が、よりコストの効率が良いということです。すなわち、企業は下記を考慮に入れなくてはなりません。

- 確かに環境破壊の予防には機会費用だけでなく実施の費用も伴うが、環境被害が生じた場合に要する回復のための費用には、処理費用や企業イメージなどの観点からそれよりもはるかに高つくおそれがあるということ
- 持続可能でない（つまり、資源を枯渇させ、環境を破壊する）生産方法への投資は、持続可能な事業への投資よりも長期的な収益率が低い。すなわち、環境パフォーマンスを向上させれば金融リスクが低下し、それが保険会社にとって重要な考慮点となるということ
- より環境にやさしい製品に関する研究開発は、顕著な長期的利益をもたらすこと



予防原則的アプローチを適用する際に企業が講じうる措置

予防原則的アプローチのもと企業が取り組むべき問題としては、消費者へのよりよい情報提供を行い、消費者、市民、環境のために潜在的なリスクを伝えることなどが挙げられます。また、潜在的有害性が認められる一定の製品を市場に出す場合には、事前の承認を取り付けることも重要です。

予防原則的アプローチを適用する際、企業が講じうる措置としては、下記があげられます。

- その業務と製品に関し、健康と環境の配慮へのコミットメントを裏付けるような行動規範もしくは実施基準を策定すること
- 全社的な予防原則的アプローチの一貫した適用について社内にガイドラインを策定すること
- 特に慎重を要する問題領域のリスクマネジメントについて、企業の予防原則的アプローチの適用を監督する管理委員会もしくは運営グループを立ち上げること
- ステークホルダーとの間に、先を見越した早い段階で透明性ある相互コミュニケーションを確立し、不確定要素や潜在的なリスクに関する情報の効果的な伝達を確保するとともに、関連で寄せられる問い合わせや苦情に対応すること。そのために、マルチステークホルダー会合やワークショップでの議論、フォーカスグループ、ウェブサイトや活字媒体を使った世論調査などの方法を活用すること
- 関係する国内外の機関と協力して、独立した公的研究を含め、関連する学術的な研究を支援すること
- 業界規模で行う協同的な取り組みに加わり、特に不確実性が高く大きな被害を生みかねず、また慎重を要する度合いが大きい生産工程や製品について、知識や対処方法を共有すること

(最終更新：2009年2月12日)



原則 8

企業は、環境に関するより大きな責任を率先して引き受けるべきである

環境責任とは

1992年の「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」で採択された「[アジェンダ21](#)」（英語）では、その第30章（産業界の役割）において、持続可能な開発課題における企業と産業界の役割を次のように明記しました。「企業と産業界は、従業員や市民との対話と情報の開示性を推し進めながら、ビジネスプランニングと意思決定の全ての要素に組み込まれている適切な規約、定款、イニシアチブのもと、自主規制を強化しなくてはならない」。

また、リオ宣言に関連する原則では、「私たちには自分の庭での活動が隣人の環境を害さないようにする責任がある」と述べています。そして社会も、企業が良い隣人であることを期待しています。社会のニーズに応えることによって企業は正当性を獲得し、そして社会は環境面でのさらなる持続可能な実践の必要性をより一層強く求めるようになっていきます。

環境責任を促進するため企業が講じる措置

企業が環境責任を促進するために講じる措置は、下記の通りです。

- 持続可能な開発の「トリプル・ボトム・ライン」、すなわち経済の繁栄、環境品質、社会的な公正を念頭に置き、企業のビジョン、方針、戦略を定義し直すこと
- サステナビリティに関する経済的、環境的、社会的な目標・指標を定めること
- 明確な業績目標を備えた持続可能な生産・消費プログラムを確立し、組織としての長期的な視点から単なるコンプライアンスからの脱却を目指すこと
- サプライヤーとの協力関係のもと、責任をバリューチェーンの川上から川下に至るまで拡大し、環境パフォーマンスを向上させること
- 内部だけでなく部門別や国際的なイニシアチブを通じて自主的に定款、行動規範もしくは実務指針を導入し、好ましい行動と実績を確固たるものにすること
- グローバルな事業運営基準に照らし合わせた報告を含め、サステナビリティ原則のビジネス実践への統合における進捗状況を、測定、追跡、報告すること
- 透明性およびステークホルダーとの公平な対話を確保すること

上記の措置を講じる際に適切なマネジメントシステムを有していることは、企業が組織的な課題に対応してゆくうえで大いに役立ちます。企業が活用すべき重要なメカニズムまたはツールとしては、(a) アセスメントツールまたは監査ツール（環境影響アセスメント、環境リスクアセスメント、テクノロジーアセスメント、ライフサイクルアセスメントなど）、(b) マネジメントツール（環境マネジメントシステムやエコデザインなど）、および、(c) コミュニケーションツールと報告ツール（企業環境報告やサステナビリティ報告など）があげられます。（最終更新：2009年2月12日）



原則 9

企業は、環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである

環境に優しい技術とは

「[アジェンダ 21](#)」(英語)の定義によると、環境上適正な技術とは、環境を保護し、より汚染が少なく、あらゆる資源をより持続可能な方法で利用し、より多くの廃棄物や製品を再利用し、また、代替対象となった技術よりも好ましい方法で残留廃棄物を取り扱わなくてはならないとされています。これには、多様にあるよりクリーンな生産過程や汚染防止技術だけでなく、末端処理技術やモニタリング技術などが挙げられ、さらにノウハウ、手順、財、サービス、設備に加えて組織的なマネジメント手段を備えたトータル・システムであると考えられます。資源を効率的に利用しない生産工程は残留物の発生とゴミの廃棄につながるのに対し、環境上適正な技術を応用すれば、日常業務の非効率や環境汚染物質の排出、労働者が受ける有害物質の被害、技術的な問題による大惨事のリスクを減らすことができます。

環境にやさしい技術の開発と普及による主な利点

環境にやさしい技術がもたらす主な利点は下記のとおりです。

- 環境にやさしい技術の導入は、企業が原材料の使用量を減らし、効率を高めるのに役立ちます。
- 技術革新は新たなビジネスチャンスを作り出し、企業の総合競争力を高めることにもつながります。
- より効率的かつクリーンに原材料を使用する技術を応用すれば、大部分の企業が経済面、環境面での長期的な利益を生むことができます。
- 企業は、環境にやさしい技術の利用と普及を下記のように推進することができます。
- 事業の基礎となる工場敷地や事業単位における技術の改善は、(i) 生産プロセスまたは生産手法を変えること、(ii) 投入する資材を変えること、(iii) 製品に変更を施すこと、(iv) 現場の資材を再利用すること、により、達成することができるでしょう。

戦略レベルで技術改善を図るアプローチとしては、下記が挙げられます。

- 環境上適正な技術の利用に関して全社もしくは個々で企業方針を確立すること
- かかる技術がもたらす環境パフォーマンスや利益の情報を、ステークホルダーが入手できるようにすること
- 研究開発の照準を「サステナブルデザイン」に合わせる
- 新技術・製品の開発にライフサイクルアセスメント(LCA)を利用すること
- 環境技術アセスメント(EnTA)を導入すること
- サプライヤーと請負業者に関する投資基準と調達方針を検討し、最低限の環境基準を入札条件に盛り込むようにすること
- 産業パートナーと協力して、「利用可能な最高の技術」を他の組織でも利用できるようにすること(最終更新:2010年11月22日)